Ⅳ 種類別明細書(増加資産・全資産用)の記載方法

<年度>

申告の年度を記載してください。

<所有者コード、資産コード>

記載する必要はありません。

<資産の種類>

下の表に対応する数字を記載してください。

番号	資産の種類
1	構築物(建物附属設備を含む)
2	機械及び装置
3	船舶
4	航空機
5	車両及び運搬具
6	工具、器具及び備品

<資産の名称等>

資産の名称等を記載してください。

<取得年月>

資産を取得した<u>年月を和暦</u>で記載してください。

なお、年号については、1.明治、2.大正、 3.昭和、4.平成、5. 令和とし、それぞれ の年号に対応する数字を記載してください。

※国税局長の承認を得て耐用年数の短縮を行っている場合の「耐用年数」の欄の記載方法

法人税法施行令及び所得税法施行令の改正に伴い、平成24年度分の固定資産税から、短縮耐用年数に係る取扱いが変わりました。このため、「耐用年数」の欄には、以下の①、②の区分に応じて、それぞれ以下のとおり記載してください。

① 法人の場合で、平成23年4月1日以後に開始した事業年度において平成23年6月30日以後に承認を得た場合又は個人の場合で、平成24年1月1日以後に承認を得た場合

承認を得た**未経過使用可能期間(年)**を記載して ください。

② ①以外の場合 承認を得た**短縮耐用年数**を記載してください。

<耐用年数>

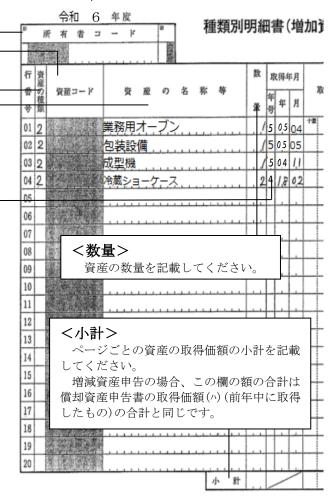
耐用年数省令別表第1から別表第6まで (別表第3及び第4を除く。)に掲げる耐用年 数を記載してください。

なお、<u>中古資産</u>について、見積耐用年数に よっている場合は、その耐用年数を記載して ください。

国税局長の承認を得て<u>耐用年数の短縮</u>を行っている場合は、本ページ左下の点線枠内の記載方法(※)を参照し、それぞれ年数を記載してください。

また、耐用年数の短縮を行っている場合は、 必ず「耐用年数の短縮の承認通知書」の写し を添付してください。

なお、法人税法施行令第57条第7項若しくは第8項又は所得税法施行令第130条第7項若しくは第8項の規定により届出書を提出した場合は、その「届出書」の写し及び既承認資産に係る「耐用年数の短縮の承認通知書」の写しを添付してください。



注意 取得年月の「年号」の欄は、1. 明治、2. 大正、3. 目 「増加事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 移動

<取得価額>

当該資産の取得価額を記載してください。

取得価額とは、資産を取得するために支出した 金額をいい、引取運賃、荷役費、運送保険料、購 入手数料、関税、据付費、その他当該資産を事業 の用に供するために直接要した費用を含みます。

なお、取得価額の算出方法は、<u>法人税又は所得税の取扱いと同じ</u>です。ただし、**圧縮記帳の制度 は認められていません**ので、国庫補助金等の圧縮額がある場合は、その金額を加えた額を記載してください。

また、固定資産税では、事業専用割合等による 取得価額のあん分は認められていませんので、そ の資産の取得価額を記載してください。

<減価残存率>

記載する必要はありません。

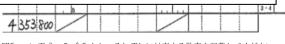
ただし、電算処理により全資産申告を行う場合は、6ページの<減価残存率表>により耐用年数に応ずる減価残存率を記載してください。



<課税標準額>

記載する必要はありません。

ただし、電算処理により全資産申告を行う場合は、個々の資産の価額を記載してください。 なお、課税標準額の特例の適用を受ける資産 については、個々の資産の価額に特例率を乗じ た額を記載してください。



昭和、4.平成、5.令和とし、それぞれに対応する数字を記載してください。 動による受入れ、4その他のいずれかに○印を付けてください。

<課税標準の特例>

記載する必要はありません。

ただし、電算処理により全資産申告を行う 場合は、次の例のように記載してください。

(例) 9/10の特例 → 910

2/3の特例 → 203

<所有者名等>

氏名又は名称を記載してください。 また、この「種類別明細書(増加資産・全 資産用)」について、3枚のうち2枚目とい うようにページ数を付けてください。

<増加事由>

当該資産が増加したことについて、該当する増加事由の番号を○で囲んでください。

番号	増加事由
1	新品取得
2	中古品取得
3	移動による受入れ
4	その他

<摘要>

当該資産について、次のような事項を記載して ください。

- ① 課税標準の特例資産である場合は、その適用条項(例:地方税法第349条の3第1項)
- ② 他の市(区)町村からの移動等により受入れた資産については、その場所と移動の年月
- ③ 過去の年度の申告もれ資産の場合、その旨の表示(例「申告もれ」)
- ④ 耐用年数の短縮を行っている資産について は、その旨の表示
- ⑤ 増加償却を行っている資産については、その 旨の表示
- ⑥ 耐用年数の変更があった場合は、その旨の表示
 - a 過去の年度において誤って申告した耐用 年数を修正する場合

(例:耐用年数誤り、旧12年)

- b 平成20年度税制改正における耐用年数 省令の改正により耐用年数を変更した場合 (例:省令改正による変更、旧15年)
- ⑦ 増加事由がその他の場合は、その増加の理由
- ⑧ その他当該資産の価格の決定に当たって必要な事項